

当財団へのご寄付に対する税の優遇措置について

当財団は、内閣府より「公益財団法人」の認定を受けております。

公益財団法人は、税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄付金については、申告によって1. 個人からの寄付（所得税、相続税）と2. 法人（民間企業等）からの寄付（法人税）について一定の免税措置を受けることができます。

当財団は、今後とも一層の我が国の音楽、オペラ、舞踊等の芸術の普及向上を図るため国際交流の促進、創造開発の活発化、新進芸術家の育成に努める所存です。皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

1. 個人の方

当財団への皆様からのご寄付については、確定申告時に寄付金の所得控除が受けられます。

- ・年間の寄付金額 － 2000円 ＝ 寄付金控除額（課税所得金額から控除）
但し 年間の寄付金の合計額が年間総所得金額の40%を限度
- ・手続き

寄付した年度の翌年の2月16日から3月15日までの確定申告時に当財団発行領収書を添付して税務署に申告して下さい。年末調整で申告することは出来ません。

個人住民税

お住まいの自治体が条例で当財団への寄付金を寄付金控除の対象に指定している場合、控除の対象になります。

東京都にお住まいの方は、上記所得税に加えて個人住民税の寄付金控除も受けられます。

控除できる金額は、

$$(\text{寄付金の合計額} - 2000\text{円}) \times 4\% = \text{税額控除}$$

お住まいの道府県・市町村が条例で当財団への寄付金を寄付金控除の対象にしている場合の、控除できる金額は、以下のとおりです。お住まいの自治体徴税窓口までご確認ください。

市町村が指定している場合：

$$(\text{寄付金額} - 2000\text{円}) \times 6\%$$

道府県が指定している場合：

$$(\text{寄付金額} - 2000\text{円}) \times 4\%$$

2. 法人様の寄付の場合

当財団への寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額①とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人への寄付金損金算入限度額②が損金に算入出来ます。

具体的な損金算入限度額は以下のとおりです。

① 一般の寄付金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

② 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

3. 相続税の優遇措置

受け継いだ相続財産の一部もしくは全額の寄付については、相続税が課税されません。相続税の申告期限は、故人がお亡くなりになった翌日から10か月以内ですが、その期限内にご寄付頂き、相続税の申告書提出の際に、当財団が発行する領収書を添付して、申告下さい。